



# 自家発電入門 32

## 自家発電設備に対する環境規制について(その1)

8月号から自家発電設備（移動用発電設備は除く。）に対する関係法令による環境規制について紹介します。自家発電設備を設置しようとする際又は設置後における環境規制には、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」又は「振動規制法」によるものがありますが、今回は、「大気汚染防止法」による規制について解説致します。

また、同条第2項では、ばい煙を発生する施設のうち、規制が必要な施設を「ばい煙発生施設」として定め、**表2**のとおり定義しています。

表2 「ばい煙発生施設」の定義

「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

Q1

自家発電設備の設置等に係る環境規制として、大気汚染防止法では、どのような物質の排出等が規制の対象になっていますか。

A1

大気汚染防止法では、工場又は事業場における事業活動に伴う「ばい煙」、「揮発性有機化合物」及び「粉じん」の排出等が規制の対象になります。このうち、自家発電設備の設置等においては、「ばい煙」の排出等が規制されます。

Q2

「ばい煙」とは、どのような物質を指し、その発生施設は、大気汚染防止法上どのように扱われるのでしょうか。

A2

大気汚染防止法第2条第1項では、**表1**に示す物質を「ばい煙」として規制の対象にしています。

表1 ばい煙として規制される物質

- 1 いおう酸化物
- 2 ばいじん（すす）
- 3 有害物質であって政令で定めるもの（窒素酸化物等）

Q3

表2にある「政令で定めるもの」とは、具体的にはどのような施設を指しているのですか。

A3

政令（大気汚染防止法施行令）第2条に基づく別表1において、ばい煙発生施設に該当するものとして33の施設とその規模が定められています。このうち**表3**に示すものが、自家発電設備に係るばい煙発生施設です。

Q4

自家発電設備がばい煙発生施設に該当する場合、大気汚染防止法上、ばい煙排出者にはどのような規制が課せられるのでしょうか。

A4

次のような規制が課せられます。

### ① ばい煙の排出の制限（法第13条）

大気汚染防止法施行規則で定める「いおう酸化物」、「ばいじん」又は「窒素酸化物」の排出

この記事は当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては所轄行政機関に確認してください。

基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

## ② ばい煙発生施設の設置の届出（法第6条）

ばい煙発生施設を設置しようとするときは、法第6条第1項（表4）に掲げる事項を届け出なければならない。

**届出先**（※）については、設置場所を管轄する経済産業省の各産業保安監督部長となる。

※ 大気汚染防止法条文では、届出先は都道府県知事となっているが、同法第27条（適用除外等）において、電気工作物に係る届出、計画変更命令等の規定は、電気事業法の相当規定の定めるところによるとされている。これにより、電気工作物の工事計画の事前届出として、届出先は設置場所を管轄する経済産業省の各産業保安監督部長になる。

## ③ ばい煙量等の測定（法第16条）

ばい煙発生施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。

## ④ 事業者の責務（法第17条の2）

事業者は、ばい煙の規制に関する措置のほか、事業活動に伴うばい煙の大気中への排出を把握し、排出を抑制するための必要な措置を講じなければならない。

なお、①及び③の規制については、大気汚染防止法施行規則において非常用自家発電設備

は、当分の間適用しないとされています。

### Q5

**ばい煙発生施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度が排出基準に適合しないとき、大気汚染防止法では、どのような措置を講じることとされていますか。**

### A5

行政命令として、次の措置が講じられます。

#### ① 計画変更命令等（法第9条）

措置の届出に係るばい煙発生施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度が排出基準に適合しないと認められるときは、ばい煙発生施設の構造若しくは使用方法等に関する計画の変更、又は設置に関する計画の廃止が命じられる。

#### ② 改善命令等（法第14条）

設置されたばい煙発生施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度が排出基準に適合しないときは、ばい煙発生施設の構造若しくは使用方法等の改善、又はばい煙発生施設の一時停止が命じられる。

なお、「A4」に示す規制又は「A5」に示す命令に違反した場合は罰則が適用されます。

表3 自家発電設備に関する「ばい煙発生施設」

	施設	規模
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。
32	ガソリン機関	

表4 ばい煙発生施設の設置に係る届出事項

1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2	工場又は事業場の名称及び所在地
3	ばい煙発生施設の種類
4	ばい煙発生施設の構造
5	ばい煙発生施設の使用の方法
6	ばい煙の処理方法

この記事は当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては所轄行政機関に確認してください。